

愛川町広告付き番号案内窓口受付システム設置事業 公募型プロポーザル実施要項

愛川町（以下「発注者」という。）は、町民サービスの向上及び番号表示機の設置等に係る費用の縮減を図ると共に来庁者への行政情報等の提供を行うため、広告付き番号案内窓口受付システム設置事業者（以下「設置事業者」という。）を企画提案により募集します。

1 概要

- （１）庁舎住民課待合ロビーに、広告付き番号案内窓口受付システムを設置し、行政情報・企業広告等を放映する。
- （２）事業については、広告付き番号案内窓口受付システムを提供する事業者（以下「事業者」という。）の無償提供とする。
- （３）事業の実施に係る一切の費用（機器等の設置・運営・維持及び撤去、広告主の募集・広告の制作その他広告事業の実施にかかる費用、その他全ての費用）については、事業者の負担とし、発注者の費用負担がないことを前提とする。
- （４）事業の実施企業広告の広告料は事業者の収入とし、事業を円滑に運用するものとする。

2 目的

- （１）住民課窓口及び待合ロビーの混雑緩和、待合時間の快適化等利用環境の向上
- （２）来庁者への行政情報や地域情報などの各種情報の提供
- （３）番号案内表示機等の設置・運用費用の削減

3 設置場所

愛川町役場住民課

4 事業実施期間

運用開始日から５年間

5 参加資格

- （１）自ら広告主の募集及び放映する広告並びに行政情報を制作することができ、事業を円滑に運用できる広告代理店（個人代理店を除く。）であること。
- （２）広告モニター等の設置に伴う作業において、電気工事、モニター等取付工事、工事終了後の維持管理、事業終了時の撤去までの作業が一貫体制で行えること。
- （３）企画提案書の内容が、「愛川町広告付き番号案内窓口受付システム設置事業 仕様書」（以下「仕様書」という。）に合致していること。
- （４）発注者と円滑な運用ができるよう、本社もしくは社員の常駐する支社及び営業所が設

置場所まで概ね1時間程度で到着することが可能であり、障害が起こった際には代替措置を含む十分なサポートを行うことが可能な広告代理店であること。

- (5) 故障、事故、災害等、緊急時の対応として24時間365日対応可能な体制を整えていること。
- (6) 過去5年において地方公共団体において、広告付き番号案内窓口受付システム設置事業に類似した実績を5件以上有していること。
- (7) 放映する広告について、外部機構等において広告内容を審査できる体制が整えられ、外部機構等から広告内容を審査した証として、広告掲載基準および審査合格証の提出ができること。

6 資格制限

次のいずれかに該当する団体等は、応募することはできない。

- (1) 地方自治法施行令第167条の4に該当する者。
- (2) 会社更生法又は民事再生法による更生又は再生手続開始の申立てがなされている者。
ただし、更生手続開始又は再生手続開始の申立てがなされた者であっても、更生手続終結又は再生手続終結の決定を受けた者については、当該更生手続開始又は再生手続開始の申立てがなされなかったものとみなす。
- (3) 愛川町の入札参加資格がない者、または指名停止等の措置を受けている者。
- (4) 役員等（役員又はその法人に対し業務を執行する社員、取締役、執行役若しくはこれらに準ずる者と同様以上の支配力を有すると認められた者を含む。）が、愛川町暴力団排除条例（平成23年愛川町条例第16号）第2条第4号に掲げる暴力団員等又は同条第5号に掲げる暴力団経営支配法人等でない者。
- (5) 公共の安全及び福祉を脅かすおそれのある団体またはその団体に属する者。

7 スケジュール

ア 公募開始	令和7年5月27日（火）
イ 施設見学	令和7年5月27日（火）から 6月6日（金）まで
ウ 参加申込書期限	令和7年6月9日（月）午後5時まで
エ 質問書の受付期限	令和7年6月13日（金）午後5時まで
オ 質問書に対する回答	令和7年6月17日（火）
カ 企画提案書提出期限	令和7年7月2日（水）午後5時まで
キ プレゼンテーションの実施	令和7年7月9日（水）
ク 選定結果通知	令和7年7月中旬
ケ 契約の締結	令和7年7月下旬

(1) 参加申込書及び審査

本プロポーザルに応募を希望される事業者は、次のとおり書類を提出すること。

なお、施設見学については、1 業者につき 60 分程度としますので、希望者は事前連絡の上日程を調整してください。

ア 参加申込書の受付期限

令和 7 年 6 月 9 日（月）午後 5 時 00 分（必着）

イ 参加申込書の提出場所及び方法

愛川町役場住民課（〒243-0392 愛川町角田 2 5 1 番地 1）に、参加申込書を持参または郵送とする。なお、郵送の場合は未着・遅延等が発生した際、原因の如何を問わず発注者は責任を負わない。

ウ 申込に必要な書類

①参加申込書（様式 1）

②法人の登記簿謄本（現在事項証明書で可）

※3 か月以内に発行されたもの（写しで可）

③事業報告書、貸借対照表及び損益計算書

※直近の事業年度分

④地方公共団体において、広告付き番号案内窓口受付システム設置事業に類似した事業実績（書式は自由）

⑤会社の概要がわかるパンフレット 1 部

⑥外部機構等のパンフレット及び広告掲載基準 1 部

(2) 質問及び回答

本プロポーザルに関する質問については、次のとおり受付及び回答を行う。

ア 質問書の受付期限

令和 7 年 6 月 13 日（金）午後 5 時 00 分（必着）

イ 質問書の受付方法

愛川町民生部住民課住民窓口班

電子メールにより質問書（様式 2）を添付し、送信すること。

メールアドレス：jyumin@town.aikawa.kanagawa.jp

ウ 質問書に対する回答方法

回答書は、令和 7 年 6 月 17 日（火）までに町ホームページ内にて公開する。

エ 注意事項

質問書の回答は、原則、電話・口頭等による質問には応じない。

(3) 企画提案書の提出

ア 企画提案書の提出書類

企画提案書提出書（様式 3） 正本 1 部

企画提案書（任意様式） 正本 1 部 写し 5 部

※ 企画提案書は、正本のみ提案者名等を記載し、写しには提案者名、個人名、住所、ロゴマーク等の提案者が特定できる表示を記載しないこと。

イ 企画提案書の提出期限

令和7年7月2日（水）午後5時00分（必着）

ウ 企画提案書の提出場所及び方法

愛川町役場住民課（〒243-0392 愛川町角田251番地1）に、企画提案書提出書及び企画提案書を持参または郵送（必着）とする。なお、郵送の場合は未着・遅延等が発生した際、原因の如何を問わず発注者は責任を負わない。

（4）企画提案書の記載事項（書式は自由とするが、用紙サイズはA4サイズとする。）

提案書に記載する主な記載事項は次のとおりとする。

- ① 企画提案（番号案内表示システム機器、広告モニター等）の概要
機種、性能等を記載すること。
- ② 番号案内表示システム機器及び広告モニターの設置方法
機器台数及び配置図を記載すること。
- ③ 番号案内表示システム及び広告モニターの保守、維持管理の体制（緊急時の対応を含む）、システム保守の内容や緊急時の対応、連絡体制等
- ④ 民間企業等の広告及び行政情報の放映方法並びに行政情報の作成方法
募集方法や町内業者を優先した確保、表示する広告のイメージや工夫等
- ⑤ 広告内容の審査体制
- ⑥ 番号案内表示システム及び広告モニターに関する町職員への研修体制
- ⑦ その他、提案の独創性など

（5）企画提案書の留意事項

- ア 提出後の企画提案等の内容の修正、変更等は認めない。また、応募に要する費用は、全て応募者の負担とする。
- イ 別添「仕様書」に定めることのほか、別途協議が必要な事項が生じた場合は、その都度協議すること。
- ウ 設置場所の調査を行う場合は、事前に連絡の上許可を得ること。
- エ 提出された書類は返却しないものとする。
- オ 提案書中に団体名又は応募者を特定できる表現は記載しないこと。

8 プレゼンテーションの実施及び審査方法

（1）プレゼンテーション実施日時及び場所（予定）

ア 日 時 令和7年7月9日（水）予定

※詳細の時間等については後日連絡する。

イ 場 所 愛川町役場403会議室（愛川町角田251番地1）

（2）審査方法

- ア 参加事業者1者あたり30分以内で行うこと（準備及び質問応答時間を除く）。
- イ 必要に応じて、プロジェクター及びスクリーンは発注者が用意する。
- ウ パソコン、その他必要なものがある場合は、参加事業者が用意する。
- エ 出席者は5名以内とすること。
- オ 提出した企画提案書の内容を具体的に説明するものとする。

(3) 評価基準

参加申込者の業務実績や各評価項目における提案の的確性、具体性を次ページの評価基準に基づき審査する。

評価項目	評価事項	配点
①企画提案の概要（システム・機器等の質）	・番号案内表示システム機器、広告モニター等の機種及び性能について	15
②番号案内表示システム及び広告モニターの設置	・番号案内表示システムについて、条件に沿った機能が確保されているか ・番号案内表示システム及び広告モニターの設置について、機器設置の安全性や、仕様の拡張性、設定機能の柔軟性は備わっているか	25
③番号案内表示システム及び広告モニターの保守、維持管理体制	・システム及び機器の運用、保守、維持管理体制は十分か（人数・資格・技術者の実績等） ・システム保守の内容や緊急時の対応体制及び連絡体制は整っているか	15
④広告及び行政情報の掲載	・広告及び行政情報の放映方法が適切か ・民間企業等の広告主について、地元企業を考慮し確保できるか ・行政情報作成は、容易に作成できるような仕組みになっているか ・町民が目にするモニターの見やすさ、表示する広告の掲載の工夫について	15
⑤広告の審査及び確認体制	・民間企業等の広告内容についての審査及び確認体制は十分か	10
⑥町職員への研修体制	・町職員への研修体制は適切な時期、内容で行われる予定か	10
⑦スケジュールの計画及び独自提案等	・提案スケジュールの計画について ・その他、有益な独自提案、工夫がされていることはあるか	10
合 計		100

※本プロポーザルに対して提案書類の提出を行った者が1者であった場合であっても、本プロポーザルは成立するものとし、その場合には、提案者の評価点（全審査委員の評価点の平均点）が60点（評価項目の合計点100点の60%）を超える場合は、その者を契約候補者とする。

（4）契約候補者の選定

「8.（3）評価基準」に基づき審査した結果、最も合計点数の高い参加事業者を契約候補者として選定する。

なお、参加事業者が1者であっても、審査は実施するものとし、「8.（3）評価基準」で定める最低総合評点を満たす場合には、契約候補者とする。

また、契約候補者の決定以降、事業契約締結までの期間に、契約候補者が「8.（6）失格事項」に該当する事態が生じた場合には、契約を締結しない場合がある。

（5）審査結果の通知

審査結果は、審査終了後、プレゼンテーションを行ったすべての参加申込者に通知する。

（6）失格事項

次のいずれかに該当する場合は、失格とする。

ア 参加申込書の提出後に参加申込者が参加資格要件を欠くもしくは資格制限に該当するような事態が生じた場合

イ 提出書類に虚偽の記載があった場合

ウ 一の参加申込者が、複数の提案を行った場合

エ 同一事項に対し、2通り以上の書類が提出された場合

オ 審査の公平性に影響を与える行為があった場合

カ 著しく信義に反する行為があった場合

（7）異議申し立て

本プロポーザルの審査結果については、一切の異議申し立てを認めない。

9 契約

（1）契約候補者と契約内容等について協議し、合意が得られた場合は契約を締結する。

（2）契約候補者が契約を履行することができない事由が生じた場合は、選定結果が次順位以下となった参加事業者のうち、順位が上位であった者から順に当該契約の交渉を行う。この場合でも、既に委託候補事業者が負担した費用等の補償は、一切行わない。

10 その他

（1）応募者は、提案書の提出をもって実施要項等の記載内容を承諾したものとみなす。

（2）参加に関して必要な費用は、応募者の負担とする。

（3）応募者から実施要項等に基づき提出された書類の著作権は、書類の作成者に帰属する。

ただし、発注者は必要があるときは実施要項等に基づき提出された書類の内容を無償で使用するものとする。

- (4) 提出された書類については変更できないものとする。また、理由の如何に関わらず返却しない。
- (5) 発注者が提示する資料は、参加に係る検討以外の目的で使用することを禁止する。また、この検討の範囲内であっても発注者の了承を得ることなく第三者に対してこれを使用させ、または内容を提示することを禁止する。
- (6) 業務上知り得た秘密は他に漏らしてはならない。
- (7) プロポーザルに参加した者の名称等は公表しない。
- (8) 参加資格及び資格制限の基準日は、プロポーザル参加申込書の提出締切日とする。ただし、参加資格確認後、審査結果の公表までの期間に、参加申込者が参加資格要件を欠くもしくは資格制限に該当するような事態が生じた場合には、失格とする。